

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置をおこなったのでお知らせします。

措置対象業者	(商号) タイキ薬品工業(株) (所在地) 福岡市東区東浜1丁目9-4 (代表者) 代表取締役 三宅 孝一 (本市登録) 登録業種: 物品(工業用薬品、建材、産業用機械器具) <業者番号: 5798>
措置の内容	令和3年5月14日から2カ月間の競争入札参加停止 (令和3年7月13日まで)
措置の根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1第4号イ(契約違反等)
事件の概要	1 発注状況 (1) 件名 東部水処理センター脱硫剤充填業務委託その1 (2) 見積日 令和3年5月11日 (3) 落札金額 2,310,000円(税込) (4) 契約担当課 道路下水道局東部水処理センター 2 経緯 当該案件は、見積合わせを行い、上記業者を相手方として決定していたが、見積金額の記載誤りによる契約辞退の申し出があり、契約締結にいたらなかったもの。

問い合わせ先: 財政局財政部契約監理課管理係 赤木
TEL 711-4181 (内1551)

○ 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1第4号

別表第1 事故等に基づく措置基準

(契約違反等)

4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約に関し、次に掲げるア、イ又はウに該当すると認められるとき。

ア 正当な理由のない履行遅滞 1ヵ月以上4ヵ月以内

イ 正当な理由がなく契約を締結しないとき。 1ヵ月以上4ヵ月以内

ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約に違反し、 1ヵ月以上4ヵ月以内
契約の相手方として不適当